

地医発第183号
平成23年3月17日

熊本市薬剤師会長 様

熊本市保健所長 大塚 博史
(公印省略)

平成23年東北地方太平洋沖地震における処方箋医薬品
(医療用麻薬及び向精神薬) の取扱いについて

日頃から、熊本市の医務薬務行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
さて、このことについて、厚生労働省から別添のとおり通知がありましたので、
お知らせします。
つきましては、貴会員への周知についてよろしくお願いいたします。

問い合わせ先
熊本市保健所 地域医療課
担当 清水、村上
TEL 364-3186
FAX 371-5172



事 務 連 絡
平成23年3月14日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課

平成23年東北地方太平洋沖地震における
処方箋医薬品（医療用麻薬及び向精神薬）の取扱いについて
（医療機関及び薬局への周知依頼）

平成23年3月11日に発生いたしました、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震及び関連する津波等による被災地における処方箋医薬品の取扱いについては、平成23年3月12日付け厚生労働省医薬食品局総務課発事務連絡により取り扱われているところですが、処方に麻薬処方箋を要する医療用麻薬、及び向精神薬処方箋を要する向精神薬に関する取扱いについては、下記のとおりとなりますので、被災地における医薬品を必要とする者への供給に支障なきよう、貴管下の関係者に周知願います。

記

今般の地震及び関連する津波等による被災地の患者に対する処方箋医薬品（医療用麻薬及び向精神薬）の取扱いについては、医師等の受診が困難な場合、又は医師等からの処方箋の交付が困難な場合において、麻薬小売業者等が、被災者の患者さんの症状等について医師等へ連絡し当該患者さんに対する施用の指示（麻薬の施用にあつては麻薬施用者からの指示）が確認できる場合には、患者さんに対し、必要な医療用麻薬又は向精神薬を施用のために交付することが、可能であること。

この場合、麻薬小売業者等において、医療用麻薬及び向精神薬を患者さんに提供した記録について、適切に保管・管理すること。

注）医師等に施用の指示を確認する際、患者さんが常用する医療用麻薬及び向精神薬に関する情報（薬剤名、用法・用量等）について、予め患者さんに確認（可能な限り薬袋などにより）するなど、医師等が施用の指示を円滑に行えるよう留意すること。

